

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和三十年六月七日(火曜日)午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷實三郎君

理事 宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

中山 壽彦君
長島 銀藏君
上林 忠次君
野木 品吉君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君

政府委員

防衛事務次官 田中 久雄君
防衛庁長官 門叶 宗雄君
官官房長 藤枝 泉介君
農林事務次官 吉川 久衛君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 熊林御堂定君
常任委員 熊林御堂定君

説明員

大蔵大臣官 吉田 信邦君
農林大臣官 斎藤 誠君
農林大臣官 斎藤 誠君
建設大臣官 鬼丸 勝之君
房文書課長 鬼丸 勝之君
房文書課長 鬼丸 勝之君

本日の會議に付した案件
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷實三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(吉川久衛君) 農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林省の所掌する行政事務の遂行上、農林省設置法の一部を改正する必要が生じたため、本法案を提出いたしました次第であります。

改正案の内容は、第一に、農林省におきまして国際食糧農業機関等との連絡その他国際協力関係の事務が増加し、またビルマ、フィリピン等に対する賠償の実施部面において担当する事務も生じたので、農林省の権限として賠償及び国際協力に関する

事務を行うことを明確にいたしますとともに、大臣官房においてこの事務の總括を行うこととしたものであります。

第二に、肥料検査所のうち、神戸肥料検査所は神戸市におかれておりますが、敷地の関係から尼崎市に庁舎を新設することとしたので、これに伴いその位置を尼崎市に改めることとしたのであります。

第三に、米価審議会は、米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議する機関であります。従来その組織、所掌事務、委員の定数、専門委員の設置等については政令で定め、委員及び専門委員は、食糧庁長官が任命することになっておりました。この際委員及び専門委員に就か

せて、この際委員及び専門委員に就かすこととし、その任命を農林大臣が行うこととしたのであります。

第四に、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律が本年三月三十一日限り失効いたしましたのに伴い、それに基いて農林本省及び食糧庁、林野庁が行なっておりま

した国際的に供給が不足する物資等の割当、配給の規制、譲渡、引渡等の制限、禁止、譲渡命令等の権限を削除するものであります。なお、この点は水産庁についても同様に整理するとともに、外資に関する法律に基き、農林省の所掌事務に關し、外国投資家にかか

る技術援助契約の締結を更新、また外

国投資家の株式等の取得に關し認可を与え、届出を受理する権限が水産庁設置法上不明確でありますので、あわせて水産庁設置法を改正することとしたのであります。

以上がこの法律案の内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 本法律案に關しまして、農林当局から補足説明を聞きたいと思ひます。

○説明員(斎藤誠君) ただいま提案理由を御説明いたしました農林省設置法の一部を改正する法律案の逐条につきまして、補足的な御説明を申し上げます。

その第一は、第四條關係の改正でございます。第四條は農林省の権限事項を規定したものでございまして、この中に十五の二といたしまして「所掌事務に係る賠償及び国際協力に關する事務を行うこと。」というものを規定いたしましたのであります。これに關連する事務につきましては、漸次量、質とも重要性を加へて参りましたので、軍務の所掌を明確にするという意味におきまして、關係を各々ともこれに關する規定を挿入することに相なりましたので、これを入れることにいたしましたのであります。

それから、その次の第四條の十六号から十六号の二、十六号の三について所要の改正をいたしておるのであります。これは国際的に供給が不足する物資等の

需給調整に關する臨時措置法がこの三月で失効いたすことになりましたので、これに關連した所掌事務を設置法で規定いたしましたのであります。従いまして、失効に伴ひまして、これらの所掌事務につきまして所要の改正をいたした

といふのであります。十六号におきましては「国際的に供給が不足する物資等の割当を行ひ、」という文句を削りまして、十六号の二におきましては、それらの物資の使用、譲渡、譲り受けもしくは引渡しについての制限を行ひ得るといふ規定を削除すること

にいたしました。十六号の三におきましては、これらの物資の譲渡命令を出し得るといふ規定を削ることとしたのであります。

次に、第七條關係でございますが、これは農林省の官房の所掌事務を規定いたしておるのでございまして、賠償及び国際協力に關する事務は大蔵官房において總括事務を行うこととしたのであります。

それから、この次の第二十三條關係は、農林省の附屬機關といたしまして肥料検査所を全国六カ所に設けまして、そのおのおのの肥料検査所の名称を一管轄区域を規定しておる条文でございまして、そのうち神戸肥料検査所につきましては、従来神戸市にあつたのであります。實際の庁舎は兵庫県庁の一部を借用しておつたのであります。が、この立派の必要に迫られまして、昨年度、二十九會計年度の予算におきまして、これの新築費の予算が計

上されるに至りましたので、御意新庁舎の設置をいたしておつたのであります。その場所につきましては、よりやく尾崎市において必要な土地が見出されまされたので、尾崎市において神戸肥料検査所を設置するというにいたしましたのであります。それが第二十三条関係の改正であります。

それから、次の第五十四条は米価審議会の規定をした条文でございます。米価審議会は従来食糧庁の附属機関として、米価その他の主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査することを目的とした機関であります。これは外局である食糧庁の附属機関であるという関係から、政令でその組織、所掌事務、委員等の任命について規定しておつたのであります。先ほど提案理由にもございまして、この審議会の重要性にかんがみまして、この種の審議会と似た他の審議会との均衡から、委員の任命を農林大臣に改めるといふことにいたしましたので、それに伴いまして審議会の委員を二十五名以内で組織し、委員及び専門委員については食糧庁長官が任命いたしましたものを、学識経験のあるものの中から農林大臣が任命することにいたしました。その他の組織、所掌事務等につきましては政令で規定するというに改めたものでございまして。

その次の第五十九条は、林野庁の権限を規定いたしましたのであります。林野庁は外局でありますので、農林本省の権限事項を引用いたしまして、五十九条で規定いたしておるのであります。九条のうち、先に申し上げました實際的に供給が不足する物資等の需給調

整に關する臨時措置法が失効いたしましたに伴いまして、本省の権限を改訂いたしましたので、それに應じまして林野庁も引用して条文の改正を行なつたのであります。

以上が本法でありまして、附則におきまして、二つの点を改正規定いたしておるのでございまして。その第一は、米価審議会の委員及び専門委員は、先ほど申しましたように、食糧庁長官が任命いたしておりましたものを農林大臣に改めるわけでございます。米価審議会の委員の任期がたまたま本年の五月三十一日で切れて、新たに任命することになっておるのでございまして、たまたま米価審議会の目下開催を必要とする時期に際合いたして、食糧庁長官が任命しておる委員につきまして、この法律の施行の際におきまして委員であるものは、改正後、この法律の改正によりまして農林大臣の任命されたものとするという経過規定を置いたことでございます。

第二点は、水産庁設置法の一部を改正いたしましたのであります。これは外資に關する法律によりまして、主務大臣が所掌事務にかかるとして、技術援助契約の締結、もしくは更新、または外国投資家の株式等の取得に關し認可を与へ、または届出を受理するというのが本条の十六の五として権限事項として規定されておるのであります。この点水産庁設置法におきましては、不明確でありましたので、この際この規定を正を加えるというにいたしました。以上、簡単にございまして、補足的

な説明を申し上げた次第であります。○野本吉吉君 今の説明は出していただけませんか。○委員長(新谷實三郎君) 農林省から出してくださる方が……。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。○政府委員(藤枝泉介君) たいだいま議題となりまして大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最近の税関事務の事情にかんがみ、税関行政の整備円滑化をはかるため、今回東京税関及び横浜税関の管轄区域を改正し、東京税関に鑑査部を新たに設置する等の必要がありまので、この法律案を提出いたした次第であります。

まず、東京税関及び横浜税関の管轄区域の改正について申し上げます。現在横浜税関の管轄区域は、神奈川県以北の十一県の広汎な地域を占めておられまして、事務の監督等にも不便が感

じられておるのであります。これら地域のうち埼玉、群馬、山梨、新潟及び山形等の諸県は、地理的にも経済的にも横浜市よりは東京都の方に密接なつながりを有しておりますので、これらの諸県内における税関事務を一層円滑化、能率化するとともに、貿易関係業者等の便宜をはかるため、これらの諸県の管轄権を横浜税関から東京税関へ移そうとするのであります。

次に、東京税関鑑査部の設置について申し上げます。現在、東京税関においては、鑑査事務は、業務部の所掌

とされているのであります。業務部は九課二十一係の膨大な機構を持ち、その管理事務が過大となつておる上に、横浜、神戸両税関に匹敵する事務量を有しておりますので、業務部の円滑な運営をはかるため、他の税関と同様に鑑査部を設置し、鑑査部門を強化しようとするのであります。なお、以上のほか、本省の内部部局の理財局及び為替局の事務に若干の調整を加えるとともに、税関の事務について所要の規定の整備をはかることといたしました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。○委員長(新谷實三郎君) 次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(藤枝泉介君) たいだいま議題となりまして国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに改正の要点を御説明申し上げます。

国家公務員等退職手当暫定措置法によれば、国家公務員等が退職後失業している場合において、すでに支給を受けた退職手当の額が失業保険法に定められた給付に相当する額に達していないときは、その額額を失業者の退職手当として支給することとなっております。したがって、今同失業保険法の一部を改正する法律案が提案されますので、これに伴い、失業者の退職手当について所要の改正を加え、あわせて規定の整備をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その改正の要点を御説明申し上げます。第一に、失業保険法の一部を改正する法律案により、従来一律に百八十日であった失業保険金の給付日数が、長期被保険者については二百七十日、または二百九十日に、季節的労働者等短期被保険者については九十日に改められることとなりますので、失業者の退職手当につきましても、これにならぬ、その支給の基準となる日数を職員の勤続期間に応じて区分することとし、勤続期間六月以上十月未満の者は九十日、勤続期間十月以上五年未満の者は百八十日、勤続期間五年以上十年未満の者は二百七十日に改めることとしたのであります。

第二に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、一年未満の端数を切り捨てたは切り上げて計算することとなつておりますが、失業者の退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につきましては、端数計算を行わないものとする必要がありまので、これに必要な規定を設ける等第一の改正に關連する規定の整備を行つことといたしました。

第三に、職員が死亡した場合において、退職手当の支給を受ける遺族の順位につきまして、養父母と実父母の順位等を明確にする等、若干の規定の整備をはかることと必要な経過規定を設けることといたした次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。○委員長(新谷實三郎君) 先ほど提案理由の説明がありました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、

大蔵当局から補足説明を聞きたいと思
います。

○説明員(吉田信邦君) 大蔵省設置法
の改正につきまして、ただいま申し上げ
ました提案理由の補足説明をいたし
ます。

今回の改正の一番大きな点は、税関
の管轄区域の問題でございますが、東
京税関はすでに二十八年に発足いたし
まして、それまでは一応東京も横浜税
関の管轄区域内にあったわけでござい
ますが、東京港の整備がだんだん進ん
で参りまして、東京港が取り扱ったの
事務が非常に増加して参りましたの
で、二十八年に横浜税関から区別して
東京税関というのを設けたわけでござ
います。当時におきましては、まだ発
足早々でございましたので、一応東京
税関は東京都だけを管轄区域として
まして、それ以外の地域は従来通り
横浜税関の管轄区域といたしておつた
のでございます。ことに新設税関を作
りました場合に、人の配置等につきま
して、住居の移転等も伴いますので、
いきなり大きな税関になるということも
いろいろの意味で支障がございました
ので、当時は東京港だけという非常に
狭い地域内だけの税関事務を扱うこ
ととして発足いたしました次第でござ
います。それからちよと二年経過し
ましたので、人の整備もようやくで
きました。また仕事も軌道に乗っ
て参りましたので、ここで従来の横
浜税関と東京税関との管轄区域につ
いて最も合理的な調整を行いたいと
考へておる次第でございます。で、
横浜税関は従来とも非常に管轄区域
が広いございまして、神奈川県、埼玉
県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉

山形県、福島県、宮城県、新潟県、
山形県と、関東地方と新潟から東北
に至るまでの広い地域が横浜税関の管
轄区域ということになっておりました
が、この東京税関との調整に当りまし
ては、貿易事務その他の便宜、あるいは
はまた行政事務としての便宜、まゝ官
民双方の便宜を考慮いたしまして、大
体太平洋沿岸を横浜税関の区域とし、
内陸関係から北に抜けます区域を東京
税関の区域といたすのが適當ではない
かというふうに考へた次第でございま
す。で、今回は東京税関の管轄区域
を、東京都のみならず、埼玉県、群馬
県、山梨県、新潟県、山形県というも
のを増加いたしました。それ以外の地
域を横浜税関の区域といたした次第で
ございまして、これによつて太平洋沿岸
の諸県は横浜港との定期航路等の関係
がございまして、横濱港と結びつき
が多く、また埼玉、群馬、山梨、新
潟、山形というような諸県は内陸交通
によつて東京と最も便宜な関係があり
ますので、こういうふうに分け方が最
も適當ではなからうかと考へておる次
第でございます。

なお次に、東京税関の地域を改訂い
たしますとともに、鑑査部を東京税関
に設けることにいたしておりました。
で、鑑査部は輸出入貨物の鑑査事
務、つまり税表におけるどういった品
目に該當するかという技術的な鑑査を
する仕事を担当しておる部面ござい
ますが、現在東京税関は、二年前に発
足したばかりでございますので、特に
鑑査部というものは設けず、業務部
の中にそりいつた課を設けて、事
実上行わして参つてきたわけでござ
います。これは普通の事務的な課税事

務と違ひまして、どの品物がどうい
う課税品目に該當するかという技術的な
問題を取り扱う部門なので、ほかの税
関においては、大体鑑査部は一応別個
な部として作られておりました。で、現
在の東京税関の仕事考へてみますと、
と、大体横浜、神戸と匹敵する事務量
を持つておりました。鑑査事務につ
きましては同様にございまして、従いま
して現在はこの鑑査の事務は、同関の業
務部に行なつておりましたが、この
業務部は九課二十一係というよう
な膨大な機構になっておりました。こ
のままでは事務の運営に非常に支障が多
いということになりますので、他の税
関と同じように業務部のほか鑑査部
を設けることにいたしたいと考へてお
ります。なお以上のような税関の改正
では、もちろん何ら増加しないので、現
行のままで、内部のやりくりで事務の
円滑化をはかりたいと考へておるま
す。

次にこの設置法の改正の第二点とい
たしましては、金の輸出入の規制に関
する事務を理財局から為替局に移すこ
とにいたしておりました。これは従来は
金管理法によりまして、政府は金につ
いて大なる統制権限を持つておりました
が、昨年、昨年と神次この金に對す
る統制が緩和されて参りました現在で
は、単に政府は買ひ上げるというだけ
の仕事になっておりました。それで金全
体についてのいろいろ統制事務をや
つておりました場合にございましては、金
輸出入も金の管理をしておる理財局で
所管させるのが適當であつたわけでござ
います。ただいま申しましたよう
に金に關しては単に政府が買ひ取り

するにすぎないという状況になりまし
ては、金の管理と、この輸出入の規制
とを合せて行ふ必要はなくなつて参り
ました。そういうような関係で為替関
係の問題のみが残つて参りますので、
理財局から為替局の事務に移すこと
にいたしたいと考へておりました。
なお税関関係の仕事の規定してお
ります二十三條で、以上の諸点に伴う字
句の整理を行う必要があるもので、二十
三條の字句の整理をいたしてござ
います。

以上が大蔵省設置法の一部を改正し
ようとする理由でございます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に防衛庁
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。木案に對する政府の提
案理由の説明を求めます。

○政府委員(田中久雄君) ただいま議
題となりました防衛庁設置法の一部を
改正する法律案について御説明申し上
げます。
政府は、現下の情勢に對処し、わが
國が獨立國家の実をあげるためには、
その防衛力を國力に應じて整備充実す
る必要があることを認め、防衛庁の職
員の定員を三万一千二百七十二人増
加することといたしました。すなわち、
現在の定員十六万四千五百三十八人
を十九万五千八百八十人に改めようとする
ものであります。三万一千二百七十二
人の増加のうち、二万七千六百五十
八人が自衛官で、残り三千六百十八
人が自衛官以外の職員であります。自
衛官の増加分は、二万人が陸上自衛
官、三千五百八十三人が海上自衛官、
四千五百九十九人が航空自衛官で、十二人
が統合幕僚會議に所屬する自衛官であ

ります。自衛官の増員は、陸上自衛官
にあつては方面隊一の増設、混成團二
の新設その他に充てる要員であり、海
上自衛官にあつては艦艇の新造完成に
伴ひその就役に要する人員その他で
あり、航空自衛官にあつては、航空団の
新設、航空操縦学校等の充実のため必
要な要員であります。
なお、陸上幕僚部長の定数を二人と
し、陸上幕僚監部の事務の円滑なる遂
行をはかることといたしてございま
す。以上が本案を提出した理由でござ
います。何とぞよろしく御審議の上す
みやかに御賛成あらんことをお願い
いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に自衛隊
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。政府から提案理由の説明を
求めます。
○政府委員(田中久雄君) 自衛隊法の
一部を改正する法律案について申し上
げます。
九州地方の防衛上の重要性にかんが
み、西部方面隊を設けることとし、又
管区隊に準ずる総合部隊として混成團
二を新設し、方面隊の編成に加えるこ
ととするほか、航空自衛隊に新たに
ジェット機を基幹とする航空団を設け
る等の規定をしてございます。
第二は、現在陸上、海上、航空の各自
衛隊の機関がありますが、業務遂行上
一体的運営を必要とする場合には、陸
上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
の共同の機関として置くことができる
こととして、自衛隊の機関の總合的、経
済的、効率的運営をはかるようとする
ものであります。

第三は、現在任用期間は陸士長等だ
けに設けられておりましたが、今回、海

○委員長(新谷實三郎君) 次に自衛隊
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。政府から提案理由の説明を
求めます。
○政府委員(田中久雄君) 自衛隊法の
一部を改正する法律案について申し上
げます。
九州地方の防衛上の重要性にかんが
み、西部方面隊を設けることとし、又
管区隊に準ずる総合部隊として混成團
二を新設し、方面隊の編成に加えるこ
ととするほか、航空自衛隊に新たに
ジェット機を基幹とする航空団を設け
る等の規定をしてございます。
第二は、現在陸上、海上、航空の各自
衛隊の機関がありますが、業務遂行上
一体的運営を必要とする場合には、陸
上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
の共同の機関として置くことができる
こととして、自衛隊の機関の總合的、経
済的、効率的運営をはかるようとする
ものであります。

第三は、現在任用期間は陸士長等だ
けに設けられておりますが、今回、海

士長等及び空士長等の年齢構成及び階級構成の適正化を図るため、新たに海士長等及び空士長等に三年の任用期間を設けることとし、これに關し必要な改正をいたしてあります。

以上が本案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして防衛庁当局から補足説明を聴取いたしました。防衛庁長官官房長。

○政府委員(岡叶宗雄君) ただいま政府次官から両法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明がございましたが、これについて補足説明をいたしたいと存じます。

まず防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。陸上自衛官、現在十三万人であります。陸上自衛官、現在一万五千八百八十八人であり、改正定数は、一万九千三百九十一人で、三千五百八十三人の増であります。そのおもなるものは、艦艇の新造完成等に伴い、これが就役に必要な人員及び航空部隊の増強に必要な人員であります。

航空自衛官は、現在六千二百八十七人であり、改正定数は一万三千四百六十六人で、四千五百九十九人の増であります。航空団の新設並びに操縦学校及び訓練航空警備隊の増強その他に必要な人員であります。

要な人員であります。統合審議の自衛官は、十二人の増員をみることにあります。自衛官以外の職員は、陸上自衛隊では後方部隊及び補給処等の要員として二千三十一人、海上自衛隊では海上幕僚監部、地方総監部、学校等の要員として四百二十人、航空自衛隊では航空幕僚監部、学校等の要員として七百八人の増員、その他調達実施本部、技術研究所、防衛大学校等の要員として計四百五十九人を増すことといたしてあります。

陸上幕僚副長は、二人とされることとなつておりますが、この二人の陸上幕僚副長の任務の分担、幕僚長に事故がありまたは幕僚長が欠けたときの代理の方法については、長官の定めるところによることといたしてあります。次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

西部方面隊の編成は、方面総監部、管区隊一、混成団一及びその他の直轄部隊をもつて編成することとしたし、方面総監部は熊本市に置くことといたしてあります。

混成団は、管区隊に準ずる部隊で混成団本部、普通科連隊一、特科連隊一を基幹として編成することとしたしてあります。第七混成団は北部方面隊の編成に加え、その本部は札幌市近郊に置き、第八混成団は西部方面隊の編成に加え、その本部は熊本市に置くこととしてあります。次に混成団長に對しては、管区総監と同様に、長官は編成管理事務等特別の事務について校長、処長等を指揮監督させることができること、また地方連絡部長の指揮監督権を与えることといたしてあります。

航空団の編成は、航空団司令部、飛行群及びこれが支援部隊をもつて編成することとし、航空団司令部の所在地は浜松市としてあります。混成団及び混成団本部並びに航空団増置、廃止またはその名称及び所在地の変更については、方面隊、管区隊または地方隊と同様に国会附会中であるとき限り、政令で増置、廃止または変更の措置ができることといたしてあります。

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の機関としてそれぞれ学校、補給処、病院等及び臨時の機関が設けられることとなつておりますが、これらの機関は自衛隊の業務遂行上、一体的運営を必要とする場合には、共同の機関として置くことができることとしようとする。これは、政府次官の提案理由の説明にあつた通りであります。その場合における共同の機関に對する長官の指揮監督については陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長が行ふ職務については、長官が定めるところによるものとしてあります。

海士長等及び空士長等の任用期間を設ける趣旨についてすでに説明がございましたが、海士長等及び空士長等の任用期間を設けないままにしておきますと、漸次、その年齢構成が高まり、隊員の氣力、体力の低下を來すとともに、海曹または空曹への昇任が困難となり、その結果は部隊の活動力に影響を及ぼすおそれがあるため、この際任用期間を設け、これらの欠陥の発生を未然に防ごうとするものであります。

その他任用期間を設けることに關連して、これらの者の停年制の廃止、再志願、任用期間の延長等の制度を設け、陸士長等と同様の取扱いをすることにしております。海士長等、空士長等の任用期間の制度は、昭和三十一年四月一日から施行することとし、同年三月三十一日まで採用された者に対しては適用しないこととしてあります。

なお、自衛隊法の一部を改正する法律は、方面隊、混成団、航空団の設置の時期は、施設等の事由であらかじめ規定することが困難でありますので、公布の日から起算して七カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することといたしてあります。

以上をもちまして補足説明を終わります。

○委員長(新谷實三郎君) お諮りしますが、国防会議の構成等に關する法律案の提案理由の説明を聞きたいと思つておりましたが、内閣官房長官も防衛庁長官もまたいま衆議院の予算委員会に質問を受けておられるのでありますので、これを次の委員会に譲りたいと思ひますが、よろしくうごさいますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) それでは速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め先般提案理由の説明を聞きまして建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして建設当局から補足説明を聴取いたしました。

○説明員(鬼丸勝之君) 恐縮でございますが、私からこの法律案の概要につきまして補足説明を申し上げたいと思ひます。

法案の順序に従ひまして申し上げます。第三十八号に關しては、従来住宅局の所掌事務といたしまして、「宅地の利用の調整に關する調査及び企画」という事項がございまして、これだけでは現在の宅地に關する制度を前提とする単なる利用の方法について調整するといふことにとどまるわけでありまして、御案内のごとく今日住宅建設の最も大きな隘路の一つになつております宅地の問題につきまして、根本的な対策を講じますには、この規定では不十分でございます。ここにございまして建設省の権限を拡大し、従来宅地制度そのものにつきましても、さらに宅地制度そのもの調査研究を行いますことと必要でありまして、企画を行うということが必要でありまして、そのために従来の権限を含めまして、宅地制度に關する調査及び企画を行うことといたした次第であります。

次に第三号第二十五号の四の規定でございますが、建設省におきましては相當の建設工事用機械を保有いたしてあります。これらの機械は常に稼働いたしておるわけはございません。その中で、工事の段取りその他の事情によりまして休んでおる場合もあるわけでありまして、この休止しておる機械を公共団体等に適當な賃料を取りまして貸し付けるといふことが工事の効率化をはからしめる意味におきまして、また国家的にみても望ましいこととございまして、従来物品会計規則並びに国有財産法の規定によりまして、この貸付を行なつて参つておりますが、しかし建設省設置法にもこの権限を明確

にいたす必要がございますので、この一号を新たに加えた次第であります。なお貸付の相手方、建設機械を使用する工事の種類あるいは貸付料等につきましては、適当な規定を設けまして、乱に流れないように十分注意するつもりでございます。

次に第二十六号の二から四までは受託に関する規定の整備をはかるための改正でございますが、第二十六号の二の規定は公共団体、日本国有鉄道、専売公社、電々公社等の委託に基づきまして工事等を行うことのできる権限を定めたものであります。今四の受託の相手方といたしまして住宅金融公庫を加えた次第であります。住宅金融公庫は住宅金融公庫法第十七条の規定によりその付帯業務として公庫資金貸付の希望者のためのモデル・ハウス等も建設することができるとあります。この場合住宅金融公庫の委託により、建設省の借給局または地方建設局におきまして、これらのモデル・ハウス等の設計なり工事管理等を委託せよという考えに基いて、この規定に公庫を加えた次第でございます。さらに相手方から委託を受けることのできる仕事の範囲でございますが、現在は建設工事、土地の測量、地図の調製、あるいは測量用写真の撮影、建設用機械の修理ということになっております。しかし今やよつと申し上げましたように、このほかに設計または工事管理につきましても、これらを受託できることが必要でございますので、今四の改正におきまして「建設工事の設計、建設工事の工事管理」と、この二つを加えた次第でございます。またさらに建設工用機械につきましても、従

来委託によってできますのは、修繕といたすことになっておりますが、さらに委託者の機械を運転して工事に協力する必要もしばしばございますので、今回修理のほかに機械の運転というものを新たに追加したのであります。

次に第二十六号の三の規定でございますが、公共団体、国有鉄道、専売公社、電々公社から土木研究所または建築研究所が調査、試験、検定等について委託を受ける、または技術者の養成及び訓練について委託をすることのできる規定でございますが、先ほど申し上げました第二十六号のこの規定と同様に住宅金融公庫を相手方に加えたものでございます。

次に第二十六号の四の規定は、現行規定は付帯工事に関する受託権限を定めただけでございます。ところが電源開発株式会社等の行います電源開発事業のためのダム建設が建設省所管の治水ダムの建設と共同して行われるというふうないわゆる多目的ダムの建設が行われておられることは御承知の通りであります。この場合これを分割してそれぞれの所管で工事をするという事は技術的にも非常に困難であります。また不経済でもございますので、むしろ建設省が一括して施工する必要があるものであります。これにつきまして現在の付帯工事の権限規定ではどういふことが不可能でございますかというところが不可能でございます。関連のある建設工事といたしまして、受託の上一括施行することができるよう今回改正をいたしたいというわけでございます。

次に第二十六号の五の規定でございますが、これは現在土木研究所におき

まして、民間からの委託によりまして、河川工作物の調査、試験、研究を行うことができるようになっております。しかしこのほかに建築関係の調査、試験、研究につきまして民間で実施することが困難なものをやはり委託によって行うことが必要と認められますので、今回建築関係のたとえは新しい建築物の工法でありますとか、敷地の調査の問題でありますとか、新規の建築資材の検定でありますとか研究でありますとか、こういうことをやり得るよう改正いたしましたわけでございます。

次に第三号の第二十八号の二の規定でございますが、これは御案内のように、わが国とビル・連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定が成立するに伴いまして、賠償事務がだんだん具体化して参るわけでありまして、これらの中には債務賠償として建設省所管の土木建築関係の工事の請負でありますとかあるいは技術の提供等の仕事も相当含まれると考えております。また直接賠償に関係がなくとも、東南アジア諸国等におきましてはかなり建設省所管の土木建築関係につきまして引き合いが参つておる点もございまして、この際建設省所管の事項に関する賠償及び国際協力の事務を行うことを建設省の所掌事務として明確に定めた次第でございます。

次に第四号第二項は建設機械の貸付に関する事務を明確にいたしましたため、第三号第二十五号の四の規定並びに賠償及び国際協力に関する事務を行うため第二十八号の二の規定を加えましたことに伴いまして、これは大臣官房の所掌事務のうちこれらを加えましたほか、従来計画局において所管い

たしておりました調査統計事務を官房の所掌事務に加えた次第であります。第四号第三項はただいま申し上げました改正に伴い、従来計画局で行なっておりました調査統計事務を計画局のうちから除くという規定の事務的な改正でございます。

次に第八号及び第九号、この二条も先ほど申し上げましたことに伴いまして土木研究所及び建築研究所の所掌事務を整備するための改正でございます。それから最後に第十二号は、これは建設省の地方建設局関係の事務でございますが、先ほど申し上げましたように、第三号のうちの第二十六号の二、第二十六号の四の規定が改正されましたこと、第三号第二十五号の四の規定が加えられましたことに対応しまして、建設省の地方建設局の所掌事務について所要の改正を加えた次第でございます。

以上がこの改正法律案の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。○委員長(新谷寅三郎君) それでは午後一時から委員長理事の打合せをいたしまして、今後の日程を御協議することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十二分散会

六月四日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、山形県の新炭手当に関する請願(第五二七号)
- 一、青森県の薪炭手当に関する請願(第五二八号)
- 一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第五四六号)
- 一、岐阜県飛騨地方の薪炭手当に関する請願(第五五二号)
- 一、新潟県松代町の地域給に関する請願(第五九〇号)
- 一、恩給法中一部改正に関する請願(第六〇九号)
- 一、島根県平田市の地域給に関する請願(第六一〇号)
- 一、旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に関する請願(第六一一号)
- 一、岐阜県大垣市の地域給に関する請願(第六一二号)
- 一、千葉県成東町の地域給に関する請願(第六一九号)
- 一、恩給改訂に関する請願(第六三〇号)
- 第五一四号 昭和三十年五月二十五日受理
- 日受理
- 請願者 東京都新宿区左門町九 財団法人日本傷痍軍人 会長 浦野外一名
- 紹介議員 石川 榮一君
- 国家財政入ぬんの理由のもとに、戦國の高勤務に服する文官より恩給が低いという事は、憲法の精神に反するばかりでなく、戦傷病者の更生意欲と日本再建の熱意を阻害するものであるから、恩給法の一部を改正して文

官との不均衡及び増加恩給等差の金額を是正せられるとともに戦傷病者に対する援護措置を強化せられたいとの請願。

第五一五号 昭和三十年五月二十五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願

請願者 北海道函館市若松町一八八国鉄労組内 山田 国正外一名
紹介議員 東 隆君

現在北海道に勤務する国家公務員に対しては石炭手当が支給されているが、本手当に課せられている税率は平均二十五パーセントという高率である關係上、石炭を確保するためには、相当程度の食糧費または衣料費等を減じてまでこれに充当しなければならぬ現状であり、生活の困窮はもたらぬこと、政治、経済、教育等すべての面に支障をきたしているから、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正して石炭手当に対する課税を免除せられたいとの請願。

第五二七号 昭和三十年五月二十五日受理
山形県の薪炭手当に関する請願

請願者 山形県庁内官公庁地域給寒冷地給対策協議会 内 安孫子藤吉
紹介議員 海野 三朗君 小林 亦治君

山形県は、積雪寒冷地帯であることは周知の事実であり、冬期半歳に及ぶ長期間にわたる採暖費用はじん大であつて、生活に及ぼす影響は到底軽微で済まないものがあるから、本県の公務員に對して薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第五二八号 昭和三十年五月二十五日受理
青森県の薪炭手当に関する請願

請願者 青森市長嶋町一青森県官公庁労働組合協議会 内 村木市太郎外一名
紹介議員 苦米地義三君 笹森 順造君

北海道と青森県とは、経済的物資面の交流ばかりでなく地理的生活環境、寒冷積雪の程度及びその期間等が極めて酷似しており、ただ冬期の消費燃料について石炭に代るに薪及び木炭を使用する点が異なるのみであるから、青森県下の公務員に対して薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第五四六号 昭和三十年五月二十五日受理
行政機関職員定員法中一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通一ノ二五 岩崎俊雄
紹介議員 木下 源吾君

行政機関職員定員法一部改正の内、建設省の定員の一部改正については、建設省職員の実情を全く無視した政府の非人情な行為であつて、政府が改正の理由としてあげている工事量の減少は全く根拠がなく、営繕関係及び建設省勤務員全体としても納得できないから、定員法改正による行政整理が撤回されるよう善処せられたいとの請願。

第五五二号 昭和三十年五月二十六日受理
岐阜県飛騨地方の薪炭手当に関する請願

請願者 岐阜県高山市長 日下 部礼一外三名
紹介議員 古池 信三君

岐阜県飛騨地方は、本県の北に位し、中部山系の主体である乗鞍山脈と白鳥山脈に囲まれた高原であり、零下二十五・五度という内地最低の気温を示した記録もある寒冷地帯で気象状況は北海道と非常に類似しているから、本地方に薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第五五九号 昭和三十年五月二十六日受理
新潟県松代町の地域給に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松代町 長 柳宗一郎外十八名
紹介議員 小林 孝平君

新潟県松代町は、東頸城郡の東部に位置し、古くから東部の中心地として発展し、さらに上越線開通に伴い商工業のいちじるしい発展を見たのであるが、生活必需品のほとんどを他地域から移入するため高物価となり特に積雪期間は極度に高騰する実情にあるから、本町を地域給支給地に指定されたいとの請願。

第六〇九号 昭和三十年五月二十八日受理
恩給法中一部改正に関する請願(二通)

請願者 熊本県正名郡大木村大字立花一、六三二 山 本光明外五十七名
紹介議員 深水 六郎君

現行の恩給法では旧軍人軍属の恩給と一般公務員との恩給が著しく不均衡であるから、旧軍人軍属の恩給基礎在職年については一般公務員同様に取扱いよう改訂するとともに、旧軍人軍属の未裁定者の加算所選を既裁定者同様にしよう改訂せられたいとの請願。

第六一〇号 昭和三十年五月二十八日受理
島根県平田市の地域給に関する請願

請願者 島根県平田市議会議長 原運一外三十三名
紹介議員 白井 勇君

島根県平田市は出雲市及び松江市に近接し、諸物資は両市から購入するため、生活必需品中には両市を上回るものが相当に多い状態であり、生活苦はいよいよ加わり、優秀な人材の確保が困難な実情であるから、本市の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第六一一号 昭和三十年五月二十八日受理
旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ五 五名
紹介議員 松原 一彦君

旧軍人恩給の増額問題は、民主党選挙前の公約であるが、窮迫した国家財政の現状ではこれが全面的実行は困難と思ふから、取りあえず旧軍人の未亡人老齢者(五十五歳以上)並びに老齢軍人(六十歳以上)及び病弱旧軍人等に対してすみやかに増額措置を講ぜられたいとの請願。

第六二二号 昭和三十年五月二十八日受理

岐阜県大垣市の地域給に関する請願

請願者 岐阜県大垣市長 三輪

勝治外二名

紹介議員 田中 啓一君

岐阜県大垣市は、岐阜市とは汽車、バス等で二十分の近距離にあり、同市との人事、経済等の交流はきわめて緊密で、物備や生活水準に何等差異がないにもかかわらず岐阜市が地域給三級地で本市が二級地であることはまことに不合理であるから、本市の地域給を岐阜市と同様の三級地に引き上げられたとの請願。

第六一九号 昭和三十年五月二十八日受理

千葉県成東町の地域給に関する請願

請願者 千葉県山武郡成東町長

小川安栄君

紹介議員 片岡 文重君

千葉県成東町は、東京都に近く且千葉市と銚子市とを結ぶ国鉄総武線の間にある交通の要地であり、又山武郡の中心として行政、文化、経済面にも重要な地位を占めているのであるが、生活必需品物資のすべてを東京その他の都市から移入するため物備は高く、千葉市、東京都を上回る実情であり公務員の生活は極度にひび迫しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたとの請願。

第六三〇号 昭和三十年五月三十日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 佐賀市龍泰寺小路 松

尾藤平外四千三百五十七名

紹介議員 松岡 平市君
昭和二十三年六月三十日以前の退職者恩給と、それ以後の退職者恩給との間にいちじるしい差異があるから、すみやかにこれを是正せられたいとの請願。

昭和三十年六月九日印刷

昭和三十年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局